

防犯モデルマンション運用規則（標準規則）

（総則）

第1条 ○○○マンション（以下「本物件」という）管理組合（以下「管理組合」という。）は、本物件の管理規約（以下「管理規約」という。）第○条に基づき、本物件が認定を受けた防犯モデルマンション（以下「防犯モデルマンション」という）の運用に関し、区分所有者又は占有者（以下「区分所有者等」という）が、安全で良好な住環境の維持向上を図るために運用規則（以下「本運用規則」という）を定める。

（防犯モデルマンションの趣旨）

第2条 防犯モデルマンションとは、防犯モデルマンション認定事業規程に基づき、社団法人静岡県防犯協会連合会（以下「県防連」という）が認定したマンションをいう。

2 防犯モデルマンションとは、犯罪等に遭わないことを保証するものではなく、警察庁と国土交通省の共同研究委員会において示された「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針（平成13年3月23日通達）」に基づき、犯罪等の防止に配慮した構造、設備を有するマンションで、趣旨を区分所有者等は充分理解し運用を図るものとする。

（目的）

第3条 本運用規則は、区分所有者等が防犯モデルマンションに設置された防犯設備機器等が有効に機能するよう維持管理するとともに、区分所有者等の平素の防犯努力と「自らの安全は自らで守る」という防犯意識のもとに、本物件敷地内及び本物件周辺（以下「防犯モデルマンション区域」という）の犯罪、事故、災害の予防を図り、もって安全な住環境の整備促進と、安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とするものである。

（業務）

第4条 管理組合は前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 防犯モデルマンション区域の犯罪、事故、災害の予防に関すること。
- (2) 防犯モデルマンションの防犯設備機器等の維持管理に関すること。
- (3) 区分所有者等の防犯意識の啓発に関すること。
- (4) 少年の非行防止に関すること。
- (5) 暴力団の排除に関すること。
- (6) 交通事故の防止に関すること。

- (7) 防犯モデルマンション認定の更新又は取消に関すること。
- (8) 警察官の立寄りに対する協力に関すること。
- (9) 県防連が行う防犯モデルマンションの調査に対する協力に関すること。
- (10) その他目的を達成するため必要と認めた事項に関すること。

(損害賠償)

第5条 区分所有者等が防犯モデルマンションに設置された防犯機器等に損害を与えたときには、区分所有者等は自己の責任で損害箇所の補修及び損害の賠償をしなければならない。

(その他)

第6条 本運用規則に定めのない事項については、管理組合の理事長の指示に従うものとする。

(施行)

第7条 本運用規則は、管理規約施行の日より効力を生じる。